

# 公共土木工事における情報共有システムの概要

(令和8年5月改定)

## ○目的

公共工事における施工に係る書類の作成、管理等の業務の効率化を図るため、情報共有システムを導入します。

※情報共有システムとは、情報通信技術を活用し、受発注者間で情報を交換・共有することによって業務効率化を図るシステムです。

## ○対象工事

市が指定する工事

(原則すべての工事を対象とします)

## ○機能要件

以下の機能の利用を必須とします。

- 発議書類作成機能
- ワークフロー機能（事前打合せ機能は除く）
- 書類管理機能
- 工事書類等入出力・保管支援機能

## ○費用

情報共有システムに要する費用は、共通仮設費（技術管理費）の率分に含みます。

## ○施行

令和5年4月1日

※令和8年5月より、対象工事範囲を見直しました。